

「政策医療を担う中心的な医療機関」 の役割明確化に関する協議の進め方 について

平成30年3月 熊本県健康福祉部

1

1-1 県調整会議と地域調整会議の役割 (議事項目)

第1回宇城地域医療
構想調整会議資料よ
り

県調整会議	地域調整会議
①調整会議運営方針	①調整会議運営方針
②病床機能報告結果等による現状共有 及び課題抽出	②病床機能報告結果等による現状共有 及び課題抽出
③将来の提供体制構築のための方向性 共有 (各地域の状況報告)	③将来の提供体制構築のための方向性 共有 (各医療機関の役割明確化)
④地域医療介護総合確保基金・県計画	④地域医療介護総合確保基金・県計画
⑤回復期病床への機能転換施設整備事 業に係る制度設計	⑤回復期病床への機能転換施設整備事 業に係る申請案件の適否
⑥地域調整会議で課題となっている点 の検討、その他情報共有等	⑥その他課題の検討、その他情報共有 等

2

本県の協議に関する取扱い

第2回宇城地域医療
構想調整会議資料よ
り

- ① 「政策医療を担う中心的な医療機関」は、「新公立病院改革プラン」又は「公的医療機関等2025プラン」の記載内容の共通部分をベースとした「統一様式」*により地域調整会議で協議(情報共有・意見交換)を行う。
- ② 様式のポイントは、病床機能と診療科に関する予定を記入すること。

※ 両プランの記載内容を転記することで作成が可能になるよう配慮する。

※ 2025プランにはあって、改革プランにはない一部項目については、公立病院に新たな記入を求めるものとする。

※ 上記のプランの策定対象ではない民間医療機関について、新規に作成することとなる。

3

本県での協議に関する取扱い(まとめ方)

第2回宇城地域医療
構想調整会議資料よ
り一部修正

- 統一様式のプランに対する意見を受けて、当該医療機関は、必要に応じてプランの見直しを行う。

※下線部分が第2回会議資料からの修正点

影響が県下全域に及ぶことが見込まれる医療機関の
場合、

① 役割明確化に関する協議

県調整会議でも協議(情報共有・意見交換)を行う。

② 病床機能の転換に関する協議

i) 地域調整会議で協議を行った結果を県調整会議に報告する。県調整会議が地域調整会議の協議結果と異なる意見の場合、地域調整会議は、当該意見を踏まえた上で、改めて協議を行う。

ii) 地域調整会議が県調整会議での協議(又は意見)を求めた場合、県調整会議で協議を行う(又は地域調整会議に対して意見を述べる)。

※下線部分が第2回会議資料からの修正点 5

